

概要図提供依頼書 兼 秘密保持に関する同意書

(宛先)

大津市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

令和8年9月11日付で公告のあったメール無害化及びファイル無害化システム等の提供業務に関する一般競争入札について、概要図の交付を受けたいので、以下各条に同意の上、申請いたします。

第1条（目的）

受領者は、本資料等を、入札参加に関する目的（以下「本目的」といいます。）のためにのみ使用し、本目的以外の目的で使用しないものとします。

第2条（秘密情報の範囲）

本同意書において「秘密情報」とは、本資料等に含まれる一切の情報、ならびに本資料等の提供、検討または協議の過程で開示者から受領者に開示される技術上、組織上その他一切の非公開情報をいいます。

第3条（第三者への開示禁止）

受領者は、開示者の事前の承諾なく、秘密情報を第三者に開示、提供、漏えい、公開または利用可能な状態にしてはなりません。受領者が開示者の承諾を得て第三者に秘密情報を開示する場合、受領者は当該第三者に対し本同意書と同等以上の秘密保持義務を課し、当該第三者による違反について受領者が責任を負うものとします。

第4条（管理義務）

受領者は、秘密情報について、自己の機密情報と同等以上の注意をもって厳重に管理し、不正アクセス、紛失、盗難、漏えい、滅失、毀損、改ざん等を防止するために合理的かつ

必要な措置を講じるものとします。

第 5 条（複製等の制限）

受領者は、本目的の遂行に必要な範囲を超えて秘密情報を複製、転載、翻案、加工、保存または送信してはなりません。受領者が秘密情報を複製した場合、当該複製物も秘密情報として本同意書に基づき取り扱うものとします。

第 6 条（廃棄）

受領者は、本目的が終了した場合、秘密情報およびその複製物を速やかに廃棄するものとします。

第 7 条（法令等に基づく開示）

受領者は、法令、裁判所、行政機関その他公的機関により秘密情報の開示を求められた場合、必要最小限の範囲で開示することができます。この場合、受領者は、法令上可能な限り、事前に開示者へ通知し、開示範囲を最小限にとどめるために合理的な協力を行うものとします。

第 8 条（損害賠償）

受領者が本同意書に違反したことにより開示者に損害が生じた場合、受領者は、開示者に対し、当該違反により生じた損害を賠償するものとします。開示者は、損害の拡大防止または秘密情報の保護のために必要な措置を受領者に求めることができます。

第 9 条（協議事項）

本同意書に定めのない事項または本同意書の解釈に疑義が生じた場合、開示者および受領者は、誠実に協議のうえ解決するものとします。

担当者連絡先	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	